

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年2月13日

石川県監査委員	安居知世
同	一川政之
同	村上勝
同	作田有子

(別紙)

金兼第655号
令和6年1月19日

石川県監査委員様

石川県知事 馳 浩

令和5年12月27日付け石監査第571-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公園施設の設置許可に係る財産事務において、複数年にわたり使用料の金額を誤って適用しているものがあつた。今後、このようなことがないよう十分注意すること。	金沢城・兼六園管理事務所	今回指摘を受けた案件については、本年度より正しい使用料を適用し、過納金を返還するとともに、これまでの使用料についても金額の精査及び返還期間を確認し、還付を進めます。 また、今回の指摘を受け、許可事務全般について、新たにチェックリストを作成し、複数で申請内容を確認することとしました。 今後も、適正かつ確実に許可事務を実施するよう努めてまいります。